

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	令和	年	月	日	決裁	令和	年	月	日
議長	副議長	事務局長	副主幹	係長	主査	担当							文書取扱主任		

令和4年 第1決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	令和4年9月7日(水)・8日(木)		
開催場所	第二・第三委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	深村事務局長
			山本主査
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	認定第1号 令和3年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について		
	2 審査月日	9月7日、8日の2日間	
	3 審査の経過	慎重に審査を行い、採決の結果、認定第1号については全会一致をもって認定を可とすべきものと決定した。	
	上記記載のとおり相違ない。 第1決算審査特別委員長 東元勝己 ㊞		

第1 決算審査特別委員会（第1 日目）

R4.9.7（水）10：00～

第二・第三委員会室

開 会 9：53

委員長挨拶

委員 長

第1 決算審査特別委員会委員長に選任いただきました私東元と田村副委員長で2 日間の委員会運営に当たってまいります。新型コロナウイルス感染症の第7 波がなかなか落ち着かず、まだまだ油断できない状況が続いておりますが、そのような状況下にあつて本委員会においても昨年に引き続きリモートによる開催となりました。何分不慣れではありますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、委員各位のご理解とご協力、そして執行部側の簡潔明瞭なご答弁をお願い申し上げ、冒頭私からのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいまより第1 決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員 長

ただいまの出席委員数は8 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第1号 令和3年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
の1件となっております。

事前審査説明

委員 長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づき2 日間で行うこととし、終了の時間につきましては遅くとも午後4 時をめぐり取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員 長

よつて、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

歳出は款別に、歳入は一括して行うものとしますが、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費につきましては科目数が少なく、関係所管も限られていることから、一括して審査することとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員 長

そのように決定させていただきます。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行つていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配慮お願いいたします。

また、答弁については、部課長に限らず、内容の知り得る方で原則課長補佐職以上の方が行ってください。なお、サブ会場にいる方は、スピーカーホンの前に進み出て、挙手をし、答弁の許可を得てから、所属、職名、氏名を述べて答弁してください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

- 委員長 そのように決定いたします。
次に、討論ですが、各会派の代表の方に行ってもらおうこととし、その順番は会派清新、新政会、会派みどり、公明党の順とすることによってよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 そのように決定いたします。
なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。
- 資料要求**
- 委員長 次に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、既にお手元に配付されております資料以外に資料要求される方は、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これによろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 そのように決定いたします。
まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。
(なしの声あり)
- 委員長 なしと確認します。
以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。
- 総括**
- 委員長 最初に、総括についての説明を求めます。
和田部長 (総括について説明する。)
- 委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、冒頭決定したとおり、審査は款別に進めることとなりますので、総括は款別にならないよう質疑願います。
質疑ございますか。
- 関 藤 1点ほどお尋ねいたします。
決算概要の216ページであります。一般会計で歳入歳出を差し引き、繰越明許費の財源を差し引いて10億17万円の剰余が生じたとありますが、歳入歳出においてそれぞれ特徴的な事柄があるのであれば、お伺いします。
また、全体を通してこの剰余金が生じたことに関して、令和2年度のところでは約9億4,000万円の剰余となっておりますが、今年度10億超えの剰余が生じたことに対して、この決算全体を通して総務部長はどのように評価をされているのか1点お伺いいたします。
- 委員長 答弁を求めます。
岡崎課長補佐 今回の繰越金10億円に対する主な歳入と歳出の内訳ですけれども、まず市税が4,600万円ほど上振れております。それと、地方消費税交付金につきましても1億400万円ほどの上振れ、それと普通交付税につきましても8億5,000万円ほどの上振れ、それと特別交付税につきましても1億7,300万円ほどの上振れ、以上が歳入についての大きな要因であると見ております。
歳出につきましては、人件費の不用額が1億600万円ほど出ておりますので、こちらが主な要因というふうに見ております。
- 和田部長 今年度の決算10億円余りの剰余金が生じたことに対する評価ということですが、

令和3年度につきましては、財政健全化計画、第2期の健全化計画を推進してきた2年目のところであります。効率的な予算執行に取り組んだ成果であろうというふうに思っております。また、ふるさと納税等の推進により、かなりの基金積立てというようなこともできました。来年度以降様々な公共施設の再編等課題が出てきております。そのための体力といいましようか、そういった財政的な基盤が整ってきたのかなというふうに評価しているところです。

委員 長
山 口

その他質疑ございますか。

令和3年度の数字は分かりましたが、実際にコロナ禍の中で事業の執行等に影響があったと思うのですが、どの程度の事業に影響がありましたか。

委員 長
景由課長

答弁を求めます。

事業によっては全くできなかったもの、それと例えば障がい者サービスを控えたなど、数字上では出てこない影響もあろうかというふうに思います。なお、コロナの臨時交付金で新たな需要については賄えたという部分もかなり大きかったかなというふうに思っております。正確な数字については把握しておりません。ご了承願います。

委員 長
堀

その他質疑ございますか。

補助金について伺いたいと思います。

この補助金は各部で対応されていると思いますが、まず1点目は決算書は必ず全団体から出ているというふうに考えてよろしいでしょうか。

委員 長
林 係 長

答弁お願いいたします。

補助金につきましては、滝川市補助金等交付規則というルールにのっとって執行しておりますが、その中で実績報告についてを定めております。事業完了をした日、または事業年度終了の日から30日以内のいずれか早い日までに実績報告を提出することとなっておりますが、交付金、負担金、利子補給金及び給付金につきましては、その一部または全部を省略することができるというルールにしております。

堀

ちゃんと書類的には成立されているということを確認できました。

それで、その提出された決算を各所管や担当がしっかり精査をされているかどうかを確認したいと思います。

景由課長

各所管で補助金交付要綱、あるいはその下の各補助金に合わせた要綱に沿って精査をさせていただくということがルールになってございまして、補助金については100パーセント実績報告を提出いただいて、精査をするというこよになっています。交付金等につきましては、先ほど申し上げたように、実績報告を省略することができるということ、それと交付金については市が行うべき事業をその団体をお願いをしているということですので、必要額をあらかじめ計算をしてお渡しをしているということでございますので、精算という方法は取っていないということでございます。

堀

16年前に私が初めて決算審査特別委員会で質疑したときに東京滝川会へ支出している100万円の補助金がありました。100万円もどうして必要なのだという質疑をしたら、情報を得るために必要なのだという答弁でした。そのとき、非常にアバウトでお金の管理もちゃんとしていないのかとかという疑問がありました。この補助金については、やっぱり必要がある団体に対して給付しているわけですから、精査をして、本当に必要としているところには増やす、少ないところには増やす、多いところについては減らすというような、そういうコント

景由課長 ロールはちゃんとされているのでしょうか。

堀 市の統一的な明確な基準というのはないのですけれども、予算協議を通しまして、財政課という同じ目、フィルターを通すことで同じ水準で精査をしているというふうに考えてございます。

堀 最後にしますけれども、市の経済状況においてもしっかり精査すべきだというふうに考えています。要するに恒例になって、一回通った予算額が問題ないからそのまま前年の補助金を続行しようというようなことがあってはならないと思うものですから、あえて今回この質疑をさせてもらいました。どうか係の担当はしっかりその辺を注意していただいて、今後につなげていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 質疑の形式で終えていただけますか。

堀 そのような姿勢で対応することはできますか。

景由課長 今ご提言ございました。我々としても前年と同じ額がコンクリートというふうには考えてございませんので、きちっと精査をしてまいりたいと考えております。

委員長 その他質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 以上で総括の質疑を終結いたします。

それでは、款別の審査に入ります。所管からは、節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

議会費

委員長 それでは、議会費の説明を求めます。

深村事務局長 (議会費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費

委員長 総務費の説明を求めます。

和田部長 (総務部が所管する総務費について説明する。)

浦川部長 (市民生活部が所管する総務費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

関 藤 このコロナ禍においてふるさと納税に係る経費の不用額が結構生まれているのかなと思いますが、95ページでふるさと納税の推進に要した経費がありますが、この経費の下、令和3年度寄附額が更新されております。そこで、空知管内ではトップということではありますが、道内において、また全国においての順位というのが分かれば教えてください。

また、当市におけるふるさと納税、ポータルサイト別の件数と金額、大きいほうから3つほどお示しいただきたいと思います。この3つの中で令和2年度と比較した場合の伸び率が令和3年度に向けてどのぐらいあったのかをお伺いし

ます。もし伸び率が伸びているものがあるのであれば、その主な理由がどこにあるのかというのが分かれば、お示しいたきたいと思います。

委員長
林 係 長

答弁を求めます。

まず、順位につきましては全道で15位、全国で100位となっております。

続いて、サイト別の利用件数と金額についてですが、まず一番大きかったサイトがさとふるで、件数が6万2,525件、金額が9億8,314万8,000円となります。続いて、第2位が楽天ふるさと納税で、件数が3万3,595件、金額が5億2,676万4,000円となります。第3位につきましては、さとふるとチョイスになりまして、件数が3,405件、金額につきましては9,558万4,000円となります。伸び率につきましては、すみません、金額での増減は押さえているのですが、率としては把握しておりませんので、後ほどご回答させていただきます。

委員長
本 間

そのほか質疑ございますか。

それでは、同じく93ページと95ページのさとふるさと納税の関係なのですが、実は随分不用額が出ているなという印象を持ってしまって、額が多いなというふうに思うのだけでも、要するに補正予算を立てて、歳入のほうでは寄附額が大体17億5,000万円程度であまり変わらないという状況の中で、どうしてこんなに差額が出てしまっているのかを教えてくださいというのがまず1点目。

それから、103ページ、空き家等の適正管理に要した経費の中で明神町の特定空き家等解体工事についてなのですが、これについてこれをやったのがいけないとかという思いを抱いているわけではなくて、私の町内でもあって、大変ありがたい工事、撤去だったというふうに感じますが、この際にほかにも同じように解体しなければならないという問題になっている物件があったのかどうか。例えばその件数は何件で、ではどんな基準でこの場所が選ばれたかということについて教えてくださいたいと思います。

それから、103ページ、同じくなのですが、街路灯の関係でございます。事務概要の中にも23ページにあるのですが、新設403灯と書いてありますけれども、これは全体像の中の何パーセント程度のものなのか、それは思っていたとおりに設置や交換が進んでいるのかどうなのか、その要因についてお伺いしたいと思います。

委員長
木地主任級主事

答弁を求めます。

ご質疑のありましたさとふるさと納税の不用額につきましてですが、補正予算を組む際にですが、予約の返礼品ですとか12か月連続ということで、今年申し込んでも次年度に発送するような返礼品が発生しているような状況であります。そういった返礼品の量が読めないというところもございますので、不用額が発生して返礼品を発送できないというようなことがないように、実際に必要な報償費ですとか、サイトの返礼品に係る、そのパーセントに係る委託料ですとかというのを多めに補正しているような状況でございます。実際のところ入った返礼品が次年度に回ることも多いので、今年度の歳出にならないような状況がございますので、結果として不用額が多くなっているような状態になります。歳入につきましてはおおむね変わらないのですが、歳出と歳入の差額につきましては実際に歳入として寄附いただいておりますので、次年度の寄附金の積み残し分として基金のほうに次年度積み立てしているような状態になります。今ありました明神町の空き家の解体についてご説明申し上げます。

本所係長

当時解体した理由といたしましては、公道に落雪をしているということで、周

辺の住民及び通行人に甚大な被害を与える危険性が高いということをもちましてその明神町の空き家を解体をしております。当時なのですけれども、ほかに解体を要するような危険な空き家というのはなくて、その後大雪によりまた危険な空き家が出てきたということはありますけれども、執行を決めた段階ではその1件だけだったという状況であります。

委員 長
本所係長

街路灯関係の答弁をお願いいたします。
すみません。今の明神町の空き家の関係について1点追加させていただきます。今回解体した空家は、毎年危険な状態ではあったのですけれども、去年は特に湿った雪が多かったこと、また、降雪量が多く予想されたことから、今年の冬はもうもたなくて、倒壊してしまう危険性があるということから、解体に至った状況にあります。

吉住主幹

街路灯の関係でお答えいたします。
今回新設とナトリウム灯からLEDに更新をする、合わせて403本の更新を行いましたけれども、当初の予算としては150本程度と考えておりまして、その分危険な自立柱の撤去に今回力を入れようということで予算を組んでおりましたが、自立柱の撤去に係る予算が予想以上に安く済んだということで、ご希望のありました街路灯の更新、そちらのほうに回すことができたということで、当初令和3年度につきましては150本程度の更新しかできないかなと思っておりましたが、403本の更新ができたという結果となりました。

本 間

まず、今の街路灯なのだけれども、どの程度、何割程度がLEDへの変更がされているのかということも聞いたのだけれども、分かれば教えてほしいと思います。それと、もう一点ですけれども、特定空家の解体工事についてなのだけれども、これ所有者が特定されたのか。そして、その所有者に対して請求は行われたのだと思うのだけれども、それについてのどんな状況にあるのか教えていただきたいと思います。

吉住主幹

街路灯のLED化につきましては、83パーセント実施したということになっております。

本所係長

所有者についてなのですけれども、所有者自体は死亡しています。相続者につきましては、相続者全員が相続放棄をしているということで、相続者はいない状態になります。よって、請求等の行為は行っておりません。

委員 長

他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように決定いたします。

(何事か言う声あり)

委員 長

失礼しました。

林 係 長

先ほど関藤委員からご質疑いただいた件の追加の回答させていただきます。
まず、サイトごとの利用の伸び率ということですが、さとふるについては対前年比で124パーセント、楽天ふるさと納税については対前年142パーセント、第3位だったふるさとチョイスについては対前年で72パーセントとなっております。サイトごとの伸びの理由につきましては把握してございませんが、全国的にコロナ禍における巣籠もり需要ということもございまして、ふるさと納税自体の利用が1.2倍ほど伸びているということがございますので、その影響を各サ

委員 長 イトが受けたのではないかと分析しております。
他に質疑はございますか。
(なしの声あり)

委員 長 質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員 長 そのように決定いたします。
以上で総務費の質疑を終結いたします。

委員 長 **消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費**
次に、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。
和田部長 (消防費から予備費について説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

本 間 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。
211ページの職員費につきまして質疑させていただきます。
実は、いろんな部署から人手が少なくて困っているのだという話を何回か聞いたことがある気がするのですけれども、人員が予算より少なかったので、不用額が出たということは人員が減少しているという意味だというふうに思うのですけれども、これに対してどういう対応をされてきたのか。それから、こういう状況にあったらどんな影響が市役所の仕事にとってあるのか。どういうふうに捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

委員 長 答弁を求めます。
小畑課長 ただいま本間委員のほうからご質疑のありました人手が少ないという話を聞いているということと、そうであるならばその影響はどのようなことが考えられるのかということでございます。当初予算につきましては、目標としております、おおむねですけれども、今の事務職員の全体の数として大体312人程度の職員の体制を整えたいということで、それに見合った一般会計の職員費の予算を計上させていただいております。ただ、その中で年度当初に向けて予算確保してはいるのですけれども、4月に向けて行われる前年の1年間の中で採用試験を数回繰り返し、そして退職する職員、定年退職以外で普通退職で辞めていくという職員がいる中で、何とかその人数を確保する努力は4月に向けて寸前まで行っているところです。ただ、その中で実際に人数が確保できないような状況となったときには、秋ぐらいから年を越えての間で所属長とも所属のヒアリングということで各所属の状況を聞いております中で、ちょっと期待よりは少ない人数になろうとしたときに各所属と職員体制を確認し合って、できるだけ所属の仕事に影響のないように、予算は下回った人数にはなっても仕事の状況を踏まえた上で何とか仕事ができる体制というのを確保してきている状況にはあります。ただ、もう少しやはり人数的な充実が必要だということになる場合がありますので、そのときには4月以降またすぐ準備をいたしまして、7月の採用をしたり、10月の採用に向けて試験をやったりということで対応してきているところでもあります。その影響的なことですが、基本的には所属のほうでその人数の中で対応するような仕事の割り振りだとかをさせていただいておりますけれども、コロナの関係でいろんな仕事が出てきたときには全庁的な応援体制をしいたりして対応してきているというところがございます。

本 間 これは、予算のときにこのぐらいの人数が必要だということで予算を立てたのだと思いますし、それに向けていろんな採用の活動もされてきたと思うのだけ

れども、実際これを下回ってしまった直接的な原因と思われている要因について教えていただきたいのと、それに対してのどんな対応をされてきたかということについてお知らせをいただきたいと思います。

小畑課長

最終的に目指したところから下回ってしまった要因につきましては、想定していた普通退職の中で中堅の方の退職というところで、その人数がちょっと読めないということが下回った要因となっております。この対応につきましては、やはり総務部としても大きな課題だなというふうに思っております。今議会でも通告いただいておりますけれども、職員ができるだけ退職という道を選ぶことなく、この組織の中で長く働いていただけるような組織づくりというものについて、例えば、ちょっと今年度の話になりますけれども、職員研修を充実したりですとか、そういったことで組織の活性化といいますか、そういったところを目指していかなければいけないというふうに考えておりますし、そうした対応を取りたいと思っております。

本 間

話を聞いていてというか、想像するには、多分人数を想定していても歩留りが下がるというか、例えば退職する人が多かたりとか、採用しても採用を辞退する人がいたりするということも想像されるところでありますし、そうした意味では歩留りが下がっても大丈夫な想定をした対応というのが必要かなと思うのだけれども、そういうことについてはどのようにお考えですか。

小畑課長

最近、昨今ですと特に歩留りというところを意識して進めているという状況にはございます。ただ、思ったより歩留りがいかないというところがあるのが現状でございます。

委員 長

他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

以上のように決定いたします。

以上で消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質疑を終結いたします。この辺で若干休憩をしたいと思います。再開は11時10分いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:11

委員 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生費

委員 長

それでは次に、民生費の説明を求めます。

横山部長

(民生費について説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

本 間

123ページの18節、1億1,555万520円の不用額についてなのだけれども、これは割合として単純に数字としてすごく多く見えるのですが、これはどういうことなのか、もうちょっと詳しく教えていただけたら助かります。

それと、127ページ、老人クラブ運営に要した経費の中で補助金が出ていますけれども、実はこの補助金をいただくのに書類の手間が若干かかる。前からいろいろお話ししていたりはするのだけれども、非常にかかるので、そうしたことから、会長の成り手がいないとか会計さんの成り手がいないとかということで老人クラブの運営に支障を来す原因の、ほんの少しかもしれないけれども、一

つになっていることも事実だと思うので、これに対する対応についてどのように行ってきたかについてお知らせをいただきたいと思います。

委員 長 説明を求めます。

林課長補佐 18節、1億1,550万円の不用額ですけれども、非課税世帯等への臨時特別給付金の給付件数を当初8,100件として見込んでおりましたが、その後事業を進める中で件数を6,950件ということで変更して考えてございまして、世帯数の見込みの差によりましてこの不用額となっております。

委員 長 冒頭の部分がちょっと聞こえにくかったので、説明をお願いいたします。再説明をお願いいたします。

林課長補佐 申し訳ございません。1億1,550万520円の不用額、これにつきまして非課税世帯等への臨時特別給付金の給付件数の見込みですけれども、当初見込み8,100件と見込んだものを事業を実施していく中で見込み変更がございまして、6,950件となりまして、その差が不用額となっているところです。

庄野係長 老人クラブの補助金についてですが、書類の記入につきましては市の担当職員が事務局まで出向いて説明を行ったりしました。今後は書類を渡す際に記入方法の説明を行いたいと考えております。

本 間 まず、123ページのほうなのだけれども、つまり予定していた件数より少ないから、こうやって減ってしまったわけです。それは分かります。では、何でそれは違ってきてしまったのかということについて教えてほしいので、そのことについて伺います。それと、もう一点は、老人クラブの補助金の申請書を渡すときに説明するのは市役所職員がやらなくても事務局がやると思うので、それは当然なことだと思うのだけれども、それをどうやってフォローするのかということも伺いたい。例えば事務局に行き、記入してもらって、回収してきたっていいぐらいの話だと思います。そういうことまで考えてみたのかと思うので、どういうふうに対応されたかということについてご説明をいただきたいと思います。

林課長補佐 当初の8,100世帯の見込みにつきましては、事業の開始当初国から見込みのモデルが示されておりまして、それに基づいて算定した数字でございまして、実際事業を進めていく中で、制度として実施し、対象者世帯の把握に努めたところ6,950世帯ということで、誤差が生じたところになってございます。

須藤課長 本間委員からのご質疑にお答えをさせていただきますけれども、単位クラブの補助金に係る事務の負担軽減という部分におきましては、数年前から課題の一つというふうに考えておりました。今回予算委員会の中でも本間委員から質疑がありましたけれども、令和3年度の実績報告に当たりまして市の担当職員、それから老人クラブの連合会事務局という役割分担の中で、市の職員についても、今回1か所だけではありますけれども、出張相談という方法で実際に動きまして、補助金の実績報告の記入の仕方等について助言をしながら一緒に記入をしたところでございます。令和4年度にスタートしておりますけれども、令和4年度につきましても老人クラブ連合会事務局とも連携を取りながら、何とか単位老人クラブ並びに連合会事務局の事務の負担軽減、成り手という部分の一つの要因というふうに思っておりますので、何とか軽減できるように検討してまいりたいというふうに思っております。

委員 長 他に質疑はございますか。

荒 木 2点ございまして、1点目は、両方とも事務概要を見て伺いたいのですが、ま

ず83ページの病後児保育の関係なのですが、コロナ禍ということもあって、一般保育の現場も本当に大変だというのが分かります。そんな中で、病後児保育にも恐らくコロナの影響は少なからずあったのか、受け入れる人数が1日に1人とか一回に2人おいう可能性が高いので、例えば検査もやっていますとか、そういう事情や実態を伺いたいというふうに思います。

それと、2点目は、同じく事務概要の77ページの生活保護を受けられている方の医療扶助なのですが、これは確認なのですが、新型コロナウイルス感染症が2類相当ということもあって、恐らく医療扶助に新型コロナウイルス感染症の扶助費に対する影響はなかったというふうに思うのですが、その辺の実情をお願いします。

委員長 答弁を求めます。お答えできるところからで結構ですので、よろしくお願いたします。

安楽係長 事務概要でお示しいたしました病後児保育の件だったのですけれども、利用人数の増に関しましてはコロナウイルスの影響というよりも、本来病後児保育、回復期のお子様をお預かりする事業となっておりますので、風邪症状がある方、今までであれば保育として預かれたお子様に関しましても初期の風邪症状がある方に関しては通常保育ではなくて、病後児保育としてお預かりする人数が増えたことによって前年度よりも人数が増えたことによるものと考えております。先ほどの生活保護費での医療扶助のコロナの影響についてですが、コロナの影響は受けているとは思われますが、通院による金額なので、あまり大きいものはないかなと判断しております。

金子係長 医療扶助の関係で、受けているとは思われますという答弁だったので、意味がよく分からなくて、結局コロナの感染に関わることについては費用がかからないはずなのですが、ちょっと内容というか、おっしゃった意味をお願いします。

荒 木 医療扶助の関係で、受けているとは思われますという答弁だったので、意味がよく分からなくて、結局コロナの感染に関わることについては費用がかからないはずなのですが、ちょっと内容というか、おっしゃった意味をお願いします。

委員長 答弁の際は、職名と氏名を述べてから答弁をお願いします。よろしくどうぞ。

田上課長 今のは、すみません、病後児保育のことということではよろしかったでしょうか。すみません。ちょっとこちらで聞き取りにくかったものですから。

荒 木 ごめんなさい。2つ目の医療扶助の関係です。病後児保育ではありません。少なからずとも影響があったというご答弁だったので、基本的にはどういう影響があったのかがちょっと理解できないので、その辺を伺いたいということです。今の医療扶助の関係でございますが、表現が抽象的でしたが、今回医療扶助の不用額が出た大きな部分といいますのは、被保護世帯ですとか被保護の人員数が減少したことによる影響が大きいものと分析しております。なので、先ほど申し上げましたように、コロナの影響は中央病院はじめ多分にあっただろうということは感じているところなのですけれども、通院の人数ですとか入院の人数、そういった部分考えていきますと、詳しい原因ということが不明なものですから、コロナの影響はあっただろうと予測しますが、人数が減少したこと、被保護世帯数が減少したことによる医療扶助の減ということが大きな要因だと考えますので、それほどコロナによる大きな影響はなかったものというふうに推測しております。

委員長 そのほか質疑ございますか。

木 下 事務概要調べ70ページの(3)で、訪問入浴サービス事業、重度障がい者訪問入浴、2名の88回、対象人員のことでお伺いしますが、対象人員は何名

でしょうか。

林課長補佐 特に対象人員として持っておりません。申請のございましたお二人に対してサービスの提供を行ったという結果となっております。

委員長 ちょっと冒頭の部分が聞こえにくかったので、再度説明をよろしく願いいたします。申し訳ございません。

林課長補佐 申し訳ございません。対象人員という枠は特別設けてございませんで、申請のあった2名の方に対しまして令和3年度中サービスを提供したという結果になってございます。

委員長 他に質疑はございますか。

堀 2点ほど質疑させてもらいます。

1点目は、125ページの障がい者地域生活支援に要した経費の中で自動車改造費助成金が10万円とありますが、10万円の改造なんてあるのかなと思って、この内容についてお答えください。

もう一点は、133ページの保育所の件なのですが、コロナが発生したクラスについては当然休みとなって、給食費等の食材を破棄していると思うのですが、破棄する食材とすぐに使える食材とあると思うのですが、その辺の内容をお伺いします。

林課長補佐 自動車改造費の関係でございすけれども、今回改造されたのが駆動装置を改造しまして、自ら運転できるようにされたということでございす。10万円を超える改造となっておりますけれども、現在の制度上10万円を補助しているということになってございす。

委員長 次、食材の件で答弁お願いします。

安楽係長 保育所の食材費に関しましては、休所が決まったと同時に各食材の業者のほうに発注の取りやめなどをすぐに調整をさせていただきまして、極力廃棄がないように努めているところです。

堀 牛乳なんかは、恐らく廃棄していると思います。違いますか。お答えください。

田上課長 今ご答弁させていただいたとおり、休所が決まってから発注を停止する関係がございまして、例えば早い時間に決まっていればある程度停止はできます。ただ、これが夕方になってくると当然間に合いませんので、今ありましたとおり、牛乳なんかですとどうしても廃棄に回るといふケースはあるというふうには聞いてはおります。

堀 なぜ質疑しているかといいますと、今後感染症というのは常時いつなるか分からないような感じで発生すると思います。そのときに廃棄というのはなるべくしないような仕組みを検討していただきたいと思っておりますけれども、取組はどうでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

田上課長 廃棄につきましては、今世の中の的にもフードロスの問題等々ございすので、当然もったいないことはしたくないというふうを考えております。時間的なものも含めて、他の保育所等々融通が利くものにつきましては何とか融通を利かせたいというふうにはしておりますし、その中でどうしてもやむを得ない廃棄が出るというふうにご理解いただければと思っております。

委員長 他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。
以上で民生費の質疑を終結いたします。
以上で午前の予定を終わりましたけれども、前倒しで衛生費の説明を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

衛生費

委員長

それでは、衛生費の説明を求めます。

横山部長

(保健福祉部が所管する衛生費について説明する。)

浦川部長

(市民生活部が所管する衛生費について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

本 間

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

141ページの12節の委託料263万8,905円の不用額が出ている件なのですが、これはがん検診の事業に関してだというふうにご説明いただきましたけれども、振れ幅が大変大きいなというふうに思っておりまして、予算との乖離の原因についてお伺いしたいのと、それと毎年はどうだったのかということ、この令和3年度は大変減少してしまったということなのか、もしそうだとしたらその原因についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから、事務概要の37ページの環境に関してのことなのだけれども、環境市民委員会が開催されたりしてしまっていて、この中でプラスチック資源循環促進法が4月から導入されたという状況の中で、滝川市の考え方について若干お聞きしておきたいなというふうに思うのですけれども、実は私自身は過度な環境対策というのには反対で、市民に対しても非常に負担がかかる愚法であると思っております。そういうことに関してはしっかりと確認を進めながら判断を進めていかなければならないと思うのだけれども、そういうことに関しての判断に向けてどんな取組をしてきたかについてお伺いをしたいと思っております。

委員長

答弁を求めます。

運上課長補佐

まず、ご質疑1点目のがん検診の不用額と予算の乖離についてご説明申し上げます。

がん検診受診数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました令和2年度よりも回復することを見込みまして、さらにまた令和3年度については国保の被保険者受診率向上のため、国保被保険者の受診費用助成上乗せを予定しておりまして、その分令和3年度予算は少し余裕を持った予算としておりました。しかしながら、受診数は令和2年度は上回ったものの、見込み数を下回ったという結果になります。

具体的な数字としましては、胃、大腸、肺、子宮がん、乳がんの5種類のがんについての見込みの合計を5,093名としておりましたところ、実績は4,152名という状態でした。毎年の状況でいいますと、例えば胃がんでいいますと令和2年度は大きく下回ったのですけれども、コロナ前の状況でいいますと受診数は大体800人台から900人台を保っております。令和2年度が576名で、令和3年度につきましては少し回復して715名というような状態で、ほかの4種類のがんについても同様な傾向で、令和2年度よりは上回ったものの、コロナ前の状態

よりはやはり下がってしまったという結果でした。

近藤主幹 プラスチック資源循環促進法の施行によりまして滝川市はどのような検討をされたかというご質疑でございますが、以前も決算委員会等、また予算委員会等、議会でも答弁させていただきましたが、滝川市におきましてはまず広域的な行政でごみを収集して、焼却処理をしている状況でございます。広域行政圏の中において滝川市がどのようなことができるのかというのは、国の動向や各自治体の状況を踏まえて検討しなければいけないというふうに考えています。単独ではなかなかこれは難しい問題でございますので、引き続きそうした状況を踏まえて、丁寧な市民への説明や検討内容を踏まえて議会にも説明させていただく機会もあると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

委員長 他に質疑はございますか。

荒木 143ページの感染症対策のコールセンター業務委託料、ちょっと参考までに伺いたいのですが、コールセンターの業務なので、想像はつくのですが、契約のときに恐らくある程度の内訳があつての委託料だと思うのですが、大きなものを何点か分かれば教えてください。

倉嶋係長 今回の荒木委員のご質疑についてお答えさせていただきます。コールセンターの委託料につきましては、JPツーウェイコンタクトの部分が1,254万9,525円、そして大塚商会の委託料が3,204万3,000円というふうになっております。

荒木 それは業者の内訳ということなのですが、コールセンター業務としての内訳というか、金額とかそういうのは結構なのですが、大まかにこういうものとかいうものとかいうものが積算されて、そういう全部になっていますということをお聞きしたいのです。

委員長 答弁をお願いいたします。

倉嶋係長 先ほどの荒木委員のご質疑にお答えします。JPツーウェイコンタクトのほうについては、他市町村と合同で、オペレーター40人体制で、時間が土日、日曜も含めて9時から18時となっております。大塚商会に至る分については、6人体制で滝川専属となっております。こちらも土曜日、日曜、祝日も含めて9時から18時となっております。

委員長 他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

以上で衛生費の質疑を終結いたします。

この辺で昼食休憩といたします。再開は13時といたします。

休 憩 11:57

再 開 12:55

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育費

委員長 それでは、教育費の説明を求めます。

諏佐部長 (教育費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

関 藤

それでは、大きく2点お願いいたします。

まず、1点目が185ページの滝川市教育振興会交付金について、まずこの交付金の金額に伴って、その事業内容等々につきましては決算審査特別委員会の参考資料の8ページに上から3段目に出ているわけですが、義務教育の振興、教職員の研修、また資質向上を図るための交付金となっているのですが、具体的にどういった事業内容、どういった研修内容を行っているのか。そしてまた、交付金ですから、当然そこで行われた研修、また資質向上等における研修の事業における成果とか、そういったものについて報告がされているのだらうと思いますが、それに対しての評価とか検証は行っているのかどうかお伺いいたします。

2点目は、同じく185ページの教材、教具等に要した経費、187ページ、同じように教材、教具等に要した経費、同じように189ページに教材、教具等に要した経費というのがあるのですが、タブレット端末における教材、教具というのは多分令和2年度でその整備事業は終わっているのではないかと思うのですが、さらに令和3年度にこれに関わる教材等々の購入と申しますか、そういったものがあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

そして、それに対してもしそういった教材等の購入があるとするならば、ICT教育に関わる課題等についてちょっとお尋ねしたいのですが、先日テレビで文部科学省の調査機関からの報道だったのでありますが、このICTに関わる教育事業に関して、学校現場の教員が4人に1人の方がこの指導を大きく負担に感じている、またはその指導はできないという回答がされておりました。当市においては、そのような実態についてはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

また、これらは専門性の高い授業ですので、教員の負担等、または教員がさらにこれから研修をして、このICT教育のために研修を行って、専門知識を勉強して、指導するというよりも外部指導員を積極的に活用したほうが良いのではないかと思うのですが、令和3年度において外部指導員を活用するための予算づけなどについては検討されたことがあるのか、その点についてお尋ねいたします。

委員長

答弁を求めます。

橋本指導参事

答えれるところから答弁をよろしくお願ひいたします。

私のほうから委ICT教育の課題についてご説明させていただきます。

昨年度導入されました1人1台端末については、各教科の授業における学習支援ソフトやデジタル教科書、あるいは動画撮影機能等を効果的に活用した児童生徒が主体的に活動する授業の実施、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や罹患してしまった子供たちの長期の欠席等におけるオンラインを活用した学びの保障、あるいは不登校傾向の子供たちの学習支援など、授業を中心に幅広い活用が本市でも行われるようになってきております。

一方、ご指摘のとおり、個々の教員のICTスキルに違いがあるということもこれもまた事実でございます。各学校においては、全ての学校で校内研修にICTの効果的な活用に関する研修を位置づけており、ICTに堪能な教員が講師となって研修を行うとともに、本市に設置されております空知教育センター等が実施している研修会に参加するなどの取組を行っております。また、教育委員会では昨年度に引き続き今年度もICT端末の効果的な活用を集めた実践事

例集を発行するとともに、この後冬期間には市教委主催のICT研修などを予定しており、一人一人の教員がICTスキルをアップして、日常の授業の中で当たり前前に端末を使えるように取組を進めているところでございます。

伊藤主任主事

教育振興会における教員の研修、資質向上の取組といたしまして回答させていただきます。

まず、各教科ごとに教育振興会では部会を設置しておりまして、授業公開ですとか各学校の実践レポートの交流を行うなど教員、学校間での実践交流を行っております。また、毎年二、三校ずつ公開研究会の開催を依頼しており、各学校で実践研究している取組を公開し、実践内容を協議する中で学校、教員の資質向上につなげております。そのほかにも教員としての教養、専門性を高めるための研修といたしまして、市外への視察研修の助成ですとか、空知教育センターが行っております研修講座への参加奨励を行うなど資質向上に努めております。また、評価といたしましては、教育振興会より研究紀要を頂いております。そちらのほうに実施した各事業ごとの成果、課題をまとめられておまして、教育委員会としてもこちらのほうを評価を行っているというところであります。

壽永課長補佐

教材、教具の関係のご質問だったのですが、子供たちの端末で使用するドリルみたいなものであったり、デジタル百科事典であったりというものを教材、教具で買っている学校が1校と学校保健事業で買っている学校が1校ございます。公費で購入しているものは、この2校かと思います。よろしくお願ひします。

関 藤

ご答弁ありがとうございます。

最後の質疑に対しての答弁なのですが、やはり専門性の高い学校での指導となると、教職員にかなりの負担が当然かかるのだらうと思います。研修などを行って、ICT教育に対してのスキルアップを図るということでございますけれども、時代の流れに合わせて文部科学省から学校教育においてどんな指導をこれからしてくれという指示が出てくるか分かりません。ちなみに、令和4年度は金融教育をやってくれということで、小中高と金融教育等の流れが来ておりますけれども、このICT教育に関してはやはり外部指導員、外部講師というのを積極的に活用したらどうかというご提案なのですが、令和3年度にそれについては検討されたことはあるのか伺います。

高橋課長補佐

今外部指導員のお話がありました。私どももICT支援員ですとか、いわゆる端末の使用に係る外部指導者についての検討は行ってまいりました。実際に令和2年度でしたか、後半に一部導入しております。それ以外、授業中に実際に授業を行う外部指導員という部分については、こういったものはちょっと人材的にも見つかっていないというか、あまり検討はできなかったというのは事実でございます。

委員長
本 間

そのほか質疑ございますか。

事務概要の171ページのいじめ関係相談、通報の件数等についてなのですが、総件数62件ということで、内訳も記載されていますが、大変受け身にしか見えません。例えば教師が感じたといういじめのようなものって必ずあると思うのだけれども、それはこの中にないとしたら何件あるのか伺います。

それから、もう一つは172ページ、長期欠席児童生徒状況の中で、不登校生徒が出ていますけれども、これは近年でいえばどのような状況、どのような変化を

橋本指導参事

して、今このような数字になっているのか。これは多いのか伺います。それから、それは例えばコロナの影響なども実際にあるのか。それと、実際にお休みになっている生徒、児童たちにはどんな原因が多くあるのか。それは、何とか学校に戻してあげられるようなタイプのものなのかどうなのか。それに対してはどのように対応されているのかということについて伺いたします。

まず、1件目の事務概要の1ページのいじめの通報、相談件数の内訳ですけれども、全62件ということで、教師の発見、これがないのかということですが、いじめの認知を整理をした発見のきっかけ、そういうものについてはここに挙げられているとおります。ただ、この中の46件については、年に2回実施しております子供たちを対象としたいじめのアンケートから認知に至ったという件でございます。その中には、子供たちからいじめのアンケートの訴えがあったけれども、日常的に教師がやっぱり異常を感じていて、アンケートと一致して、子供たちから聞き取りを行って、最終的に認知したというものも当然含まれていると考えられます。ただ、この中で教師が発見したものが、あるいは子供の訴えと教師の感覚、発見が一致しているものが何件あるのかというふうに問われますと、そのように統計的な整理をしておりませんので、表面上はアンケートから46件、その他児童生徒からの訴え、保護者からの通報等々というようになっているというのが実態でございます。

次に、不登校についてお話しさせていただきます。まず、昨年度本市の小学生と、それから中学生の不登校の児童生徒数は71名ということになりました。これは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち病気や経済的理由を除いた不登校の生徒ということになっております。

この数字が多いのか、少ないのかというようなご質問でしたけれども、令和2年度については不登校の生徒については54名、それから令和元年度については49名ですから、絶対数で見ると増加傾向にあるというふうに言えると思います。それから、全国的なものとは比べますと、小学生でいいますと滝川市における小学生の不登校は18名でしたが、令和2年度の全国の不登校の状況でいうと1,000人当たりの不登校数の小学生の平均が10.0人です。本市においては10.8人ということで、ほぼ全国と同様の状況。一方で中学生については1,000人当たり40.9人ですが、本市においては58.9人ということで、中学生については全国平均よりも多い傾向ということになっております。

主な不登校の原因ですけれども、これは漠然とした登校に対する不安など心因性というふうに考えられるものが主な理由となっております。さらには、心因性と例えば友人関係であるとか家庭環境であるとか、様々な理由が組み合わさった複合要因のものも多いですが、そのいずれも心因性が小中学生とも大きな割合を占めているということになっております。それらに対して、本市においては担任や養護教諭による粘り強いカウンセリングや指導、それからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な指導、それから教育支援センターに設置されている適応指導教室による支援、学校におけるサポートルームや相談室での指導、そういったものを組み合わせて、段階的に教室復帰がされるように取り組んでいるところであります。

本 間

これらの問題については、そう簡単なものではないというふうに認識した上で聞いていますので。

171ページのいじめ関係の相談なのですけれども、今の答弁を聞いていますと、教

師はいじめを感じているのだけれども、それは全部子供たちからのアンケートの結果と同じであると。その内々に入っているというふうな答弁に聞こえるのだけれども、それは自分で感じたことは発しないけれども、アンケートに書いてあるから、これは後追いでそういうふうに言ってきたのだから、それは言わざるを得なくなってしまうというような、まさかそんなことではないと思うのだけれども、だからそういうことになりかねないということには恐れるところではあるのだけれども、その辺のところ、何で教師から発せられる要するにいじめというものに対してはここにカウントされないことにしているのかというのが物すごく疑問なのだけれども、何でなのかを教えてくださいたいと思います。

それから、次のページについては、内々のお答えでしかないのだけれども、ぜひしっかり続けていただきたいとは思っているのだけれども、これはいじめと関連する部分というのはどの程度あると認識されているのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長
橋本指導参事

答弁をお願いします。

1点目のなぜ教師の発見を集計の中に独立して計上していないのかというご指摘かなというふうに思います。確かにご指摘のとおりで、先ほどの私の答弁の中でもアンケートだとか日常生活の中で教師が気づいたものというのは明確に数字としてお答えできないという大変申し訳ない状況ですので、このいじめの認知だとか、それから不登校についてはどういった統計の集約の仕方がいいのかというのは日々教育委員会の中でも検討しておりますので、今年度中にでもそういった統計の取り方については検討していきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、教師が、先生方がいじめのことについて全然頓着していなくて、アンケートや通報があってから初めて動き出すということは決してないというふうに教育委員会としては考えておりますし、日々そのように指導しておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

(何事か言う声あり)

橋本指導参事

2点目の長欠の中にいじめが直接的な理由になっているのがあるのかというご質問だったかと思えます。これらについては、いじめの認知に至ったものでその後ずっと長欠になっているというものはございません。ただ、やっぱり友達関係、友人関係がうまくいかなくなってというような部分については、先ほど申し上げた理由の中に、心因性などと比べると多くはありませんけれども、そういったものもございますので、それらについては学校のほうで適切に指導しているところです。繰り返しになりますけれども、いじめそのものが直接的な不登校の原因になったというものの報告は、令和3年度中については上がってきていないという状況です。

本 間

大変しつこくて申し訳ないのですが、過去に自分がPTA会長をやっていたときに、校長先生にこの学校にはいじめってどのくらいあるのですかと言ったら、いじめはありませんと言われました。それって要するにいじめと認定しないでおこうという意識が働いているというものが多くあったような気がするのだけれども、それというのは対教育委員会と学校との関係性の中に生じてしまうものなのではないかなというふうに、ちょっと悪い、うがった見方で申し訳ないのだけれども、そういうふうに推察してしまうところがあります。だから、教師がいじめについて例えば報告が上がってこないというか、そんなに

上がってこないとしたら、そういう問題点があるのではないのかなど。要するに評価が下がるとか、そういうことってないのだろうかとか、本当はないのかなというふうにちょっと思ってしまうような内容に見えてしまうのだ。だから、それについてどのようにお考えかお聞かせをいただきたい。

委員長
橋本指導参事

答弁をお願いします。

いじめが起きたことによって教師や学校の評価に影響が生じて、そのことがいじめを積極的に認知しない、できれば認知しないでおこうというようなことにつながっているのではないかというご指摘かと思えますけれども、このご質疑については第2回の定例会の一般質問の中でも同じ趣旨のご質問をいただいて、私答弁させていただいたかなと思えますけれども、実は教職員の学校職員人事評価制度というのが数年前から始まっていて、年間に業績評価と能力評価というシートを作って、これを教頭や校長が評価をして、それが勤勉手当や、それから昇給に反映されるという制度が始まっております。そのシートの中にいじめという項目が1つ起こされていて、学習指導であるとか生徒指導であるとかと同列でいじめへの対応というのがあります。これは、それほどいじめについて道教委も市教委も重大なことだというふうに考えている表れであります。ただ、ではいじめの件数が多いから、そのこのいじめという項目の評価が低くなるかということ、決してそういうことではなくて、いじめ防止対策推進法の趣旨をしっかりと理解をして、いじめの未然防止に努めているとか、発生したいじめを的確に捉えて、積極的に認知して、いじめの改善に向けて取り組んでいるとか、そういうことをきちんとやっているかどうかということの評価をするということになっております。逆にいじめを軽視したり、いじめを隠蔽したり、そういうことになれば、その項目のところは本当に下がってしまって、評価がマイナスにつくということにもなりかねないという状況です。したがって、いじめの認知件数が非常に令和3年度は多かったわけですがけれども、これらについては各学校で、あるいは先生方がやっぱり小さなものから積極的にいじめをしっかりと認知をして、初期段階から取り組んでいこうというふうな表れだというふうに考えておりますので、いじめを報告しないことで評価が下がるのを防ぐと、そういった発想は学校や先生方にはないというふうに認識しております。

本 間

大変ショックで申し訳ないのですけれども、例えば旭川の事件とかなんかもあったので、やっぱりちょっと重要だと思うので、その辺の先生の思うところについて考えてみたいと思って、質疑させていただきます。

いじめを認知したら、その対応をしなければならぬということがついてくると思います、先生の責務として。非常に大変な仕事になるというふうなことは先生個々については推察して、何らかの判断をするということは全くないわけではないような気がしてしまうのだけれども、そういうことについてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思えます。

委員長
橋本指導参事

答弁をお願いいたします。

教師がいじめを認知すること、いじめに気づいて対応することによって業務がさらに増えたり、責任が増すのではないかというご指摘かと思えます。これについては、本当に学校のほうにそういうことも、つまりいじめを認知したことで、いじめを発見したことでいろいろ一人が抱え込んで、担任が抱え込んで対応しなければならぬというような状況にならないように組織的に対応することということで、これはいじめ防止対策推進法のほうでもきちっと校内にいじ

め対策組織を立ち上げて、校長のリーダーシップの下、情報を共有して、組織的に取り組むのだということを言われております。そのことについては、本当に教育委員会としても各学校に繰り返し繰り返し指導しておりますので、担任が把握した事案、それからアンケートから分かった事案、保護者から通報があった事案、全て校内のいじめ対策組織の中に上げて、役割分担をして、どんなふうに対応するか、誰が聞き取りを行うか、そしてそれは認知するのかどうなのかというところは、全て組織的に行うということになっております。過去には一人の担任が抱えて、苦しんでという時代があったかもしれませんが、現在については決してそうならないように取組を進めているところでございます。

委員長 そのほか質疑ございますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

以上で教育費の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 13:38